



相続税の増税がどうやら決まった？ようです。

先日、税理士さん主催のおもしろそうなセミナーの案内が来たので、参加してきました。いつもは税理士さんだけのセミナーですが、今回は弁護士の方との共同セミナーで、約 4 時間に渡り、税務と民法などの法律面から見た「相続と相続税に関するセミナー」を聞いてきました。

講義中、「来年 1 月 1 日からほぼ間違いなく相続税増税、贈与税減税を実施する」との話がありました。今年予定していた相続税の基礎控除の引下げなどの実施があと 2 ヶ月後の 1 月 1 日以降に相続が発生した場合、適応されるということです。

セミナーの全般は、2 ヶ月後から実施される予定の相続税増税に対して、資産家の方がどのような点に注意すればいいか？の内容でした。

今月から数回にわたり、法改正に先行して皆様に役に立つ内容をご案内したいと思います。

今回は相続の基本の、「この財産をこの相続人に相続させたいという時は、遺言書を書くように！」です。

近年、遺言書の作成キットが書店などでも販売されていますが、2 年前の調査によると、相続税納税対象件数 115 万件の内、納税者の約 9%、10 万件の遺言しかなかったそうです。遺言書がない場合、相続の割合は遺産分割協議によりますが、民法の定める相続分の割合、いわゆる「法定相続分」通りになることが大半です。ここで一つの事例です。

例えば、あなたの財産は居住している自宅が 8 割、現預金が 2 割です。また相続人としての子供が二人いて、一人は日頃から自分の面倒を見てくれる長男、もう一人は家にも寄り付かず何年も音沙汰がない次男です。多くの場合、「自分に万一のことがあったら、この自宅は面倒を見てくれる長男に残そう」と思われるはず。この場合、あなたが遺言書を書かずに亡くなった時、法定相続通り長男と次男で遺産を 1/2 づつにすると、長男は自宅を手放さなくてはいけなくなるかも知れません。このような時に、「長男に自宅を遺す」という遺言と、遺留分相当の財産の 1/4 (2 割 5 分) の金銭を準備することができれば、あなたが亡くなった後、次男から遺留分減殺請求されても、長男は次男の要求に対応することができ、自宅を手に入れることができるでしょう。

「遺言がないと民法に定める相続分になる、相続分の指定は、遺言でしかすることができない」ということです。ご家庭によって事情は様々です。どうしても譲れない事情がある場合は、まずは遺言書の活用をお考えになることをお勧めいたします。